むつ市教育大綱

令和4年9月青森県むつ市

目 次

Ι.	はじめに		1
Π.	位置づけ		2
Ⅲ.	計画期間		2
IV.	教育方針		2
٧.	重点項目		2
	1.学校教育 <i>0</i> (1)学力		4
	(2) 体育	育・健康教育の充実	5
	(3)夢を	を育む教育	6
	(4)地域	或とともにある学校	8
	2.社会教育 <i>0</i> (1)社会	D充実 教育・文化の充実と文化財の保存活用	1 C
	(2)変化	に対応できる人材の育成	12
参	考		14
参照	引画等		15

I. はじめに

むつ市では、平成28年にむつ市教育大綱を策定しました。

第1期教育大綱が策定されてから、これまでの5年間、「学校教育」においては新学習指導要領の開始、GIGAスクール構想*1に基づくICT教育*2の実施、コミュニティ・スクールの運用、教職員の働き方改革の推進、小学校部活動の地域クラブへの移行等が、「社会教育」においては高等教育機関との連携及び市内への誘致などを実施したほか、持続可能な社会の実現に向けた取組、新型コロナウイルス感染症対策など数多くの施策を実施しました。

現在の社会を支える知識、情報、技術等の変化は加速度を増し、また、グローバル化の進展等により、一つの出来事が広範囲にかつ複雑に絡み合い、社会の変化を正確に予測することは難しくなっています。

さらに、IoTやビッグデータ、AI等をはじめとする技術革新やグローバル化の一層の進展、人口構造の変化や女性・高齢者等の活躍の進展、雇用環境の変化等が予想されます。

こうした世界の変化によって生じてくるであろう課題については、私たち自身が解決していかなければなりません。変化を傍観して受け身になるのではなく、変化を前向きに捉え、可能性に挑戦する力、社会の持続的な発展を牽引していく力等のいわゆる「生きる力」を身に付けた人材の育成が求められています。

新たに策定する本大綱においては、「学校教育」と「社会教育」を通じて、地域の子供たちが高い自己肯定感を持ち、他者を尊重し「生きる力」を身につけることができるよう、各種政策の道しるべとなるべき内容を盛り込んでいます。

教育はまさに国家百年の計。将来のむつ市への最大の責任は教育行政で果たしていきたいと考えています。

素晴らしい教育を、市民の皆様と一緒にこのむつ市で新たにスタートさせていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和4年9月29日

むつ市長 宮 下 宗一郎

※1 GIGAスクール構想

1人1台の端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供も含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現すること。

※2 ICT教育

GIGAスクール構想で整備したタブレット端末と高速ネットワーク等を基盤的なツールとして活用し、個別最適化と協働的な学びの実現をめざす教育のこと。

Ⅱ. 位置づけ

むつ市教育大綱は、地方教育制度改革により、市長と教育委員会が地域の教育 行政として重点的に講ずべき施策等について協議・調整する場として総合教育会 議が設置されたことを踏まえ、両者が地域の教育政策の方向性を共有し、一致し て執行にあたるため、平成28年11月に策定されたものです。

教育大綱では、学校教育、社会教育、文化及びスポーツの振興に関する総合的 な指針を定め、本市の教育施策のさらなる推進を目指すため、現行の4つの重点 項目を、学校教育と社会教育の2つの重点事項にまとめました。

事業の実施にあたっては、毎年度の見直しや各種施策を目標管理型へ移行することを促すことにより、教育政策においてもPDCA(Plan(計画)→ Do(実行)→ Check(評価)→ Action(改善))サイクルを確立させるとともに、予算や条例とも連動し市長部局と教育委員会が一体となって教育政策を推進していくこととします。

さらに、この過程は、市民の皆様に対して公開の討論の場である総合教育会議 において明らかにされることにより、透明性の高い教育行政への転換を図るもの であります。

Ⅲ. 計画期間

第2期むつ市教育大綱の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、その進捗状況については、「むつ市教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書」を作成し、教育大綱における重点項目ごとの取組について毎年度点検を行い、進捗度や事業の評価を検証して翌年度の計画に反映させていきます。

IV. 教育方針

学校教育と社会教育を通じて、未来を担う子供たちが高い自己肯定感を持ち、 他者を尊重し、「生きる力*3」が育まれるように取り組みます。

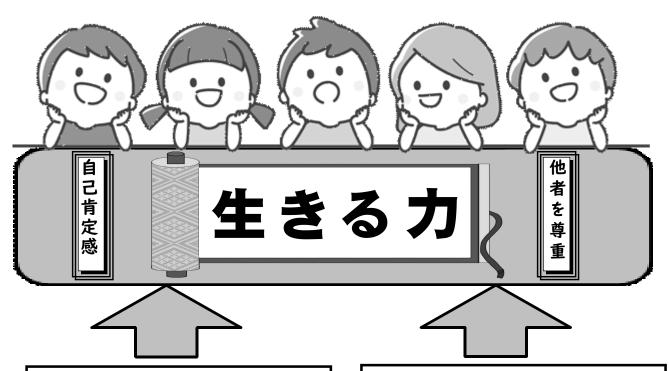
V. 重点項目

むつ市教育大綱では、全ての児童生徒に『生きる力』を育むことを重要コンセプトと捉え、

- 1. 学校教育の充実
- 2. 社会教育の充実
- の2つを重点項目として、各種教育施策を実施していきます。

※3 生きる力

「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の3要素からなる知・徳・体バランスのとれた力をさします。



学校教育の充実

施策

(1)社会教育・文化の充実と文化 財の保存活用

社会教育の充実

- ①スポーツ活動の推進
- ②生涯を通じた学びの推進
- ③学校・家庭・地域の連携による教育活動 の推進と人材育成
- ④文化財の保存活用と文化·芸術活動 の充実

(2)変化に対応できる人材の育成

- ①持続的発展のための人材の育成
- ②社会人の学び直しの推進

施策

(1) 学力の向上

- ①明確な目標設定
- ②教員の資質向上
- ③主体的な学習の推進
- ④0歳から18歳までの切れ目のない学力 の向上施策の推進

(2)体育・健康教育の充実

- ①健康な体を育む学校づくり
- ②安全・防災教育の推進

(3)夢を育む教育

- ①キャリア教育の充実
- ②特別支援教育の充実
- ③豊かな心の育成
- ④高等教育機関との連携

(4)地域とともにある学校

- ①ふるさとむつ市への愛着と誇りを育む 教育
- ②コミュニティ・スクールの推進

1. 学校教育の充実

(1) 学力の向上

①明確な目標設定

子供たちの夢や志の実現に向けて、礎となるのは確かな学力であり、学力の 向上の目標に終わりはありません。

むつ市では、社会環境が大きく変化している中、複雑で困難な時代にあって も、子供たちが自立して生きていく基礎的な力となる学力の向上を図っていま す。

このため、教育の質の向上、十分な学習時間の確保、学習環境の整備等を改めて見直し、「知識・技能の定着」と「活用力の育成」を両軸に据えた、新たな学力向上プログラムを構築して、授業改善を推進します。

また、学力検査等による学習状況の分析結果等を根拠として、学校教育プランに明確な数値目標を示すとともに、毎年度各校が実態に応じた数値目標を設定し、達成されるよう学習指導の充実に取り組んでいきます。

そして、日常的な授業におけるデジタル教材の活用による個別最適化を実施し、すべての児童生徒の可能性の最大限の伸長を図ることで、自己肯定感を高めつつ、全国トップクラスの学力の育成に努めていきます。

②教員の資質向上

学校を取り巻く課題は、児童生徒の学力だけでなく、複雑化・多様化しています。

学習指導はもとより、キャリア教育、ICT*4、外国語教育などの指導に対応できる多様な専門性を身に付けた教職員の育成が学校運営には不可欠です。

そして、専門性に加え、いじめ、不登校などの生徒指導上の課題への対応、 特別な配慮を要する児童生徒への対応、貧困、児童虐待など困難を抱えた家庭 への対応等、高い人間性も求められています。

このことから、教員には、所属する学校にとどまることなく、知見を外の世界に広げていくことで、その成長の機会を確保する必要があります。具体的には、県及び他の教育委員会や大学等の関係機関との連携を図り、教員のキャリアステージに応じた研修、さらには、校内での研修を活用し、自主的な研修を積み重ねたりするなどの機会を組織的・計画的に創出し、教師の資質の向上を進めます。

%4 ICT

Information and Communication Technologyの略で、「情報通信技術」のこと。通信技術を活用したコミュニケーションを意味します。ICTを活用したシステムやサービスが普及することで、社会インフラとして新たなイノベーションを生むことが期待されています。

③主体的な学習の推進

今後の日本においては、社会の在り方が劇的に変わり、グローバル化の進展 や先行きが不透明で予測困難な時代に進むと予想されます。

新型コロナウイルスがこれまでの日常を変えてしまったように、いつ、何が起こるかわからない、過去に答えがない世界で、子供たちは、様々な課題に直面していくことになります。

過去の経験や前例から子供たちの未来の教育をデザインすることは難しくなってきており、子供たちには、自分の個性や可能性を認識し、自ら問いや仮説を立てる力を養い、多様な人々と協働して豊かな人生を切り拓く、突破力が求められています。

そこで、興味・関心や見通しをもって主体的に学習に取り組むことや、対話を通し考えを深めながら思考・判断・表現することなど、「主体的・対話的で深い学び」の視点による多様な学習活動を通じて、高い自己肯定感と他者を尊重する心を育みながら、学習の質を高めていく授業を進めます。

また、ICTや新聞の活用、読解力を高めるための読書活動の充実等により、 学校を従来の知識習得の場から知的成長を促すフィールドへ脱却させることを 目指し、新しい時代に必要となる資質・能力の向上を図ります。

④0歳から18歳までの切れ目のない学力の向上施策の推進

幼稚園、保育園での幼児教育と小学校入門期における指導の円滑な接続が図られるよう、スタートカリキュラム*5の活用等の施策を推進します。

また、保護者からの相談や幼児教育機関との連携を通じて、家庭や地域とのつながりを深め、幼児の健やかな成長のために協働できる支援体制の構築に努めます。

さらに、中学校までの学習指導については、大学入試制度改革をも意識し、 自らの学力で未来を切り開き、様々な分野で活躍できる人材を育成します。

このため、例えば地域課題の一つである医師不足に対応する医学部への進学を希望する生徒や選抜性の高い大学への進学希望を叶えるため、高校生を対象とした「まさかり高校」や、東京大学との連携事業で、小中学生を対象とした「まさかり寺子屋」といった事業を継続して実施し、高い志を持って学習に取り組む子供たちを支援していきます。

(2) 体育・健康教育の充実

①健康な体を育む学校づくり

各学校において学校保健計画を作成し、体育科や特別活動等を中心として、

※5スタートカリキュラム

小学校へ入学した子供が、幼稚園・保育園・認定こども園などでの遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、新しい学校生活を創り出していくために、入門期における週ごとの学習活動を明示した計画。むつ市では全小学校で整備されている。

健康増進に向け効果的に指導するとともに、自己目標を設定して健康な体を育む運動に取り組ませたり、日常生活でも運動に親しむことができるよう指導していきます。

また、今後も、生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、短命5大要因(肥満、運動不足、食生活、喫煙、飲酒)についての正しい知識を身につけ、健康意識の高揚と健康な生活の実践につながるよう、専門家の協力による健康づくり教室を実施するなど、家庭を支援し、学校・地域が連携しながら取組を推進していきます。

②安全・防災教育の推進

近年、全国的に大規模な自然災害や予測不能な事件・事故等が頻発する傾向 にあり、令和3年8月には、本市においても、かつて例を見ない大規模な豪雨 災害が大畑地区を中心に発生しました。

また、令和3年5月に青森県が公表した「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」の発生による津波浸水区域の見直しにより、市内の小・中学校8校が浸水想定区域に立地していることがわかりました。

この中でも大畑小学校、正津川小学校は、浸水水位が5メートル以上に及ぶと想定されており、早急に津波に対する安全対策を検討していきます。

このような状況に鑑み、児童生徒の危機管理意識の一層の醸成に努めるとともに、多様化・深刻化する災害に備え、安全・防災教育を通じて、日常から、児童生徒が自らの身を守る行動ができる資質・能力の育成に努めていきます。

さらに、多様化・深刻化する危機に備え、学校危機管理マニュアルの見直し を図るなど、児童生徒が安全で安心な生活が送れるよう、安全・防災教育のより一層の推進を図ります。

(3)夢を育む教育

①キャリア教育の充実

児童生徒一人ひとりが、将来なりたい自分の姿、生き方を考え、自立して将来の夢を実現できるように、小・中学校が連携して必要な基盤となる資質・能力を身につける必要があります。

そのために、各学年の段階に応じたキャリア教育を推進し、基礎的・汎用的な能力を身に付けさせるとともに、自ら課題を発見し、解決に向けて情報を収集・分析したり、周囲の人と協働したりしながら進めていく学習活動を通じて、社会との接続や学ぶ意義を理解させ、学習意欲の向上を図っていきます。

特に職業体験等の校外学習においては明確な目的と学習内容を設定し、地域や企業からの協力を得て、体験活動から確かな学びが得られるよう、内容の充実に努めます。

また、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、グローバル社会で活躍する 講師や専門的な分野から講師を招いてのキャリア教育講演会の実施に取り組み ます。

さらに、グローバル社会で活躍するために必要となる異文化理解やコミュニケーション能力育成のため外国語教育の充実を外国人との交流事業で図ること等により、社会の中で自分の果たすべき役割と自分らしい生き方を考えさせる指導の充実に努めていきます。

②特別支援教育の充実

全国的に小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒は増加傾向にあり、 本市においても増加しています。

また、多くの通常学級においても、何らかの支援を必要とする児童生徒が在籍しており、文部科学省の調査では、通常学級において6.5%程度の児童生徒が該当するとされています。

このようなことから、一人ひとりの能力や適性に応じた要請に応えるため、 特別支援に関する体制づくりや必要なスクールサポーター等の人員配置、関係 機関や保護者との連絡・相談体制等を整備することが求められています。

これらを踏まえ、自立や社会参加を促すための支援として、特別支援教育推進委員会による総合診断及び就学前における早期の相談、学習環境整備等を一層推進するとともに、教師の専門性の向上を図っていきます。

③豊かな心の育成

一人ひとりの児童生徒が、他人を尊重し、生命や人権を尊重し、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじるといった道徳心と創造性を身につけ、自己肯定感を高めていくことが豊かな心の育成には不可欠です。

現在、児童生徒は落ち着いた雰囲気の中で学校生活を送ることができていますが、その一方で不登校発生率は増加傾向にあり、その要因も複雑化・多様化しているため、一人ひとりの児童生徒を取り巻く環境に応じたきめ細かな指導・支援が求められています。

このことから、社会との関わりの中でより良く生きていくために必要な資質・能力など、豊かな人間性と社会性の育成のために、道徳教育の一層の充実を図り、各学校と教育委員会が家庭、地域社会、関係機関と連携しながら、一人ひとりの状況に合わせた支援ができるよう、教育相談室の開設等相談体制と生徒指導の充実を図っていきます。

④高等教育機関との連携

むつ下北地域は、これまで高等教育機関がなく、高校卒業後、進学を希望する生徒は、むつ市を離れざるを得ませんでした。

本市では、平成27年に弘前大学及び青森中央学院大学と共同で「むつサテライトキャンパス」を設置し、市内における高等教育機会の充実や地域活性化

等に取り組んできました。

このような取組みが実を結び、令和2年に青森明の星短期大学下北キャンパスが開設し、介護福祉、キャリアビジネス、保育の専門教育が受けられるようになり、更に令和4年には青森大学むつキャンパスが開設し、総合経営学部、社会学部、ソフトウェア情報学部が設置されました。本市にとって悲願であった高等教育機関が開設し、地域に暮らしながら、高等教育を受けられる環境が整いました。

このことは、学生だけでなく、むつ下北地域にも間違いなく多くの可能性を もたらし、ここで創造される未来は、むつ下北地域の未来を明るく照らすこと につながります。

今後は、これら地域内外の高等教育機関との連携により、市民を対象とした公開講座の開催や、当市をフィールドとした学習・研究を通し、市内における教育機会の充実を図るとともに、市内の企業等で組織されるむつ下北未来創造協議会と協働しながら、地域の将来を担う人材の育成を図っていきます。

さらに、後期中等教育、高等教育機関へ進学し、より高度な知識や技術を修 得する学びのため、奨学金制度の活用を支援していきます。

(4) 地域とともにある学校

①ふるさとむつ市への愛着と誇りを育む教育

「下北ジオパーク」として日本ジオパーク委員会から認定された、私たちが暮らすむつ下北地域には、多くの自然やそこに根付いた人々が築き上げた郷土芸能等の文化・歴史など、魅力あふれた唯一無二の資源があります。

子供たちが地質やそこに根付いた文化を気軽に学び、郷土への理解を深めていくことで、ふるさとのすばらしさを実感することが出来ます。

ジオパークなど地域資源を活用した学習は、子供たちの郷土愛の醸成のほか、 生物の多様性や命の大切さを知ること、また、地域の人と接することで、非認 知能力と言われるコミュニケーション能力、リーダーシップや忍耐強さ等が育 まれ、他者を尊重することができるような子供たちの成長に寄与しています。

学校と地域が協働して、地域の教材であるジオパーク学習を各学校が確実に 毎年度のプログラムとして取り入れ、それぞれが深化・統合を図ることにより、 地域の宝である子供たちに郷土愛・自己肯定感、他者を尊重する心を育みます。

②コミュニティ・スクールの推進

子供たちの生きる力は、学校だけで育まれるものでなく、多様な人々との関わりや様々な経験を重ねていく中で育まれるものであり、家族の関係を基調とし、地域社会とのつながりや信頼できる地域の方々との関わりを通して、心豊かにたくましく成長していくものです。

本市では、市内の全小・中学校でスタートしたコミュニティ・スクール*6の

機能を生かし、家庭や地域住民の意見を反映させた学校運営を活性化させ、地 域の宝である子供たちが、安心安全に学ぶ環境や体制の構築し、特色ある学校 づくりを進めていきます。

^{※6} コミュニティ・スクール

学校運営協議会制度のこと。学校と地域住民等が協働で学校の運営に取り組み、「地域とともにある学校」への転換を図る仕組み。

2. 社会教育の充実

(1) 社会教育・文化の充実と文化財の保存活用

①スポーツ活動の推進

児童生徒のスポーツ活動の状況を見ると、小学校部活動は、令和元年度に全ての学校から地域クラブへ移行し、スポーツ少年団やスポーツクラブとして30団体が活動しており、全国大会へ出場する団体もあるなど、めざましい活躍が見られています。

このような中、中学校部活動については、文部科学省において、少子化への 対応及び教職員の働き方改革の観点から、令和7年度までに休日の部活動を地 域スポーツ団体に移行し、平日についても推奨するとの提言が示されました。

このことから、新たに「むつ市版総合型地域スポーツクラブ」を創設し、子供から大人までが、一層、スポーツに親しめる環境整備を目指しております。 これまで生徒数の減少から選択肢が少なかったスポーツを今後は自由に選択できるようになり、専門の指導員の配置により、競技力の向上と更なるスポーツ振興が期待されます。

また、ジュニアや若い世代の競技者を支援するため、プロスポーツ選手やトップアスリートによる講習会や専門のトレーナーによる指導者研修会等を開催し、子供たちの夢を育み、スポーツ指導者の育成や体制整備等を図っていきます。

さらに、合宿や競技大会等を誘致、開催することで、スポーツによる地域の 活性化を促進していきます。

②生涯を通じた学びの推進

生涯学習は私たちが生涯にわたって行う学習活動です。

人生100年時代において、市民の皆様が、生涯を通じて自らの人生を設計し、学び続け、学んだことを生かして活躍できるよう、生涯学習を推進することが求められています。

また、人口減少や少子高齢化など、社会の変化の中で、人々の暮らしの向上と社会の持続的発展に向けた地域課題解決のための学びの推進も必要です。

人生100年を見据えたライフサイクルの中、現代では若い頃に身につけた 知識や技能だけで生き抜くことは困難だと思われます。そこで、生涯を通して 時代の変化に対応できるスキルを獲得できるよう「いつでも、どこでも、何度 でも、誰でも」学べる環境の整備や、一人ひとりのテーマに合わせた学習情報 を提供していきます。

昨今の急速な社会情勢の変化により、個人や地域が抱える課題や学習環境が 多様化、複雑化していく中で、専門性をもった職員による相談体制の充実を図 るなど社会教育が担う役割は大きく高まっています。 市民の皆様のニーズが多様化するとともに、市民の学びの変化にも応えてい くよう、相談体制の充実と学習機会の提供を図っていきます。

③学校・家庭・地域の連携による教育活動の推進と人材育成

保護者、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、学校を核として、地域と学校が連携・協働して、地域全体で子供たちの学ぶ力を育むとともに、地域づくりを促進するため、むつ市地域学校協働本部*7を設置し、児童の居場所づくり、子供を取り巻く課題を共有して、子供たちとの関わり方を学び、地域住民が学校と協働して、様々な活動を通して子供たちの交流の促進を図る等環境づくりを進めていきます。

また、社会教育が担う役割は多岐にわたることから、社会教育を推進していく上で、活動計画を立案、コーディネート等を行い、地域の指導者等の人材育成に努めていきます。

④文化財の保存活用と文化・芸術活動の充実

何百年、何千年もの長い歴史の中で、生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた文化財は、そこに根付いた伝統や文化を知ることができる貴重な財産であり、文化財の保存・活用を通して、郷土愛を育むことができます。

また、文化・芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、 人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入 れることができる心豊かな社会を形成するものといわれています。

本市には、文化財等を常設的に展示できる施設はまだ整備されていませんが、 既存の施設や学校等を活用し、企画展や出前講座等を実施することにより、文 化財収蔵庫収蔵品の活用と、文化財に親しむ機会の充実に努めていきます。

文化・芸術を生で鑑賞し、地域に根ざした文化・芸術に触れる体験学習等を通して、豊かな人間性や創造性を涵養し、感動や共感、心身の健康等、人々に多様な恩恵を私たちにもたらします。

高等教育機関等の協力や支援をいただきながら、音楽によるまちづくり事業 の演奏会等で音楽に触れる機会を提供していきます。

中学校文化部活動については、今後、地域の団体に移行することが望ましい との提言が出されたことから、スポーツ部活動と方向性を合わせ、「むつ市版 総合型地域文化クラブ」を創設し、子供から大人までが一層文化活動に親しめ る環境を整備すること目指します。

今後、市民による文化・芸術活動においては、各種文化団体の活動が活発に 行われ、広く認知され、活動の輪が広がっていくことを願い、今後も支援して

※7 地域学校協働本部

社会教育法に規定する地域学校協働活動が、幅広い層の地域住民、団体等が参画し、地域と学校が双方向の「連携・協働」の基で推進する体制。①コーディネート機能、②多様な活動、③継続的な活動の3要素が求められている。

いきます。

(2)変化に対応できる人材の育成

①持続的発展のための人材の育成

地域における課題解決や豊かな生活を送るため、公民館等の社会教育施設を 拠点として、多様な主体が連携・協働し、様々な学習機会が提供され、共に学 び合う活動へ支援する取り組みが求められています。

学習活動を支援していくには、地域課題、地域住民の興味関心などの把握、これらを情報共有し、新たなコミュニティづくり、新しい活動への支援・相談等を行って、「ひとづくり」、「つながりづくり」、「地域づくり」を実現する資質・能力を持ったコーディネーターが必要です。

市では、社会教育主事や社会教育指導員を配置し、学習相談等で技術的助言 や指導をして学びの支援を行っていますが、学んだ成果を実際の活動に生かし、 その活動がさらなる学びにつながって循環するよう、人づくりやまちづくりを 担うコーディネーターの育成を図っていきます。

これまでの学習方法に加え、リモートでの学習やデジタル教材の作成等ICTを活用して、社会の変化に対応した学び方を推進するほか、学習履歴や学習成果の蓄積・活用について研究していきます。

②社会人の学び直しの推進

AI^{**8}、IoT^{**9}、ビッグデータ^{**10}等の先端技術が高度化し、あらゆる産業や社会生活に取り入れられたSociety5.0 (スマート社会)^{**11}の到来が予想され、これらの技術革新により、労働人口の相当規模が技術的にはAIやロボットが代替できるようになる一方で、これまでになかった仕事が新たに生まれることが考えられます。

Society 5.0で実現される社会では、今までにない新たな価値を生み出したり、様々な技術を融合することで、課題や困難が克服され、社会が大きく変わります。

社会が変わることで、働き方が変わり、働き方が変われば、求められる能力

%8 A I

(Artificial Intelligence) 人工知能のこと。人間の知的ふるまいの一部をソフトウェアを用いて人工的に再現したもの。

%9 I o T

(Internet of Things)のこと。「モノのインターネット」と呼ばれ、離れた場所からモノの状態を把握したり、モノ同士が双方向でさまざまなデータをやりとりできる。

※10 ビッグデータ

明確な定義はないが、従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群。 ビジネスや社会に有用な知見を得たり、これまでにないような新たな仕組みやシステムを産み出す可能性が高まるとさ れている。

※11 Society5.0 (超スマート社会)

サイバー(ネットワーク上の仮想)空間とフィジカル空間(現実)空間を高度に融合させたシステム。経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもの。

も当然変わってきます。

社会の変化にも対応できる能力を身につけるためには、社会人となっても学習が継続して行われ、必要であれば高等教育機関等でリカレント教育**12を受けるなど、常に新たな知識と技術を習得するための機会と学習情報等の提供が求められます。

このようなことから、企業や関係団体、高等教育機関と協議を行い、持続可能な社会の創り手を育成するための研究をしていきます。

※12 リカレント教育

社会人がより専門性を身につけたり、新たな知識やスキルを身につけることで、労働市場において価値の高い人材になり、社内で昇進したり、転職に成功したり、新たなキャリアに挑戦できることに繋げる教育のこと。

参考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(大綱の策定等)

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項 に規定する基本的 な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文 化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるも のとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、 又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

むつ市総合教育会議設置要綱

平成27年5月29日 むつ市告示第79号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律 第162号。以下「法」という。)第1条の4第1項の規定に基づき、市長とむ つ市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、円滑に意思疎通を図り、本 市教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性の下に、連携して効果 的な教育行政を推進していくため、むつ市総合教育会議(以下「会議」とい う。)を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 会議は、次に掲げる事項に関する協議及び事務の調整を行う。
 - (1) 市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下「大綱」という。)の策定
 - (2) 市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき措置
 - (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
 - (4) 前3号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認める事項(組織)
- 第3条 会議は、市長及び教育委員会(以下「構成員」という。)をもって構成す る。

(会議)

- 第4条 会議は、市長が招集する。
- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求めることができる。

3 会議の議長は、市長をもって充てる。

(意見の聴取)

- 第5条 会議は、前条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係 者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聴くことができる。 (会議の公開)
- 第6条 会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、 又は会議の公正が害されるおそれのあると認めるときその他公益上必要があると 認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録の作成及び公表)

- 第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表する。
- 2 議事録の公表は、会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認後、前条ただし書の規定により非公開とした部分を除き、むつ市公式ホームページに掲示することにより行う。

(調整結果の尊重)

第8条 会議において、構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成 員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第9条 会議の事務局は、教育委員会事務局総務課とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会議 において定める。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

参照計画等

むつ市総合経営計画

むつ市教育大綱事業実施計画(教育委員会事務局総務課)

む つ 市 学 校 教 育 プラン (教育委員会事務局学校教育課)

むつ市スポーツ推進計画(民生部市民スポーツ課)

むつ市スポーツ施設整備計画 (民生部市民スポーツ課)

【むつ市ホームページ】

https://www.city.mutsu.lg.jp/

むつ市教育大綱

事務局 むつ市教育委員会事務局総務課 策定年月 令和4年9月